

第8期 決算公告

エイチ・エス損害保険株式会社

平成24年度（平成25年3月31日現在） 貸借対照表

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金及び預貯金	2,371	保険契約準備金	1,331
有価証券	35	支払備金	213
株 式	35	責任準備金	1,118
有形固定資産	17	その他の負債	566
建 物	8	再 保 険 借	118
その他の有形固定資産	9	未 払 法 人 税 等	148
無形固定資産	215	預 り 金	5
ソフトウェア	215	未 払 金	55
その他の無形固定資産	0	仮 受 金	238
その他の資産	562	賞 与 引 当 金	26
代理店貸	269	価 格 変 動 準 備 金	0
再 保 険 貸	59	負債の部合計	1,925
未 収 金	78	(純資産の部)	
未 収 収 益	0	資 本 金	1,612
預 託 金	27	利 益 剰 余 金	△ 105
地震保険預託金	0	繰 越 利 益 剰 余 金	△ 105
仮 払 金	83	株 主 資 本 合 計	1,506
前 払 費 用	36	純資産の部合計	1,506
その他の資産	5		
繰延税金資産	257		
投資損失引当金	△ 27		
資産の部合計	3,431	負債及び純資産の部合計	3,431

[貸借対照表の注記]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券のうち時価のないものの評価は、移動平均法に基づく原価法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産

定率法（ただし、建物（付属設備を除く）については定額法）を採用しております。

(2)無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）によっております。

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

当社は、法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成 24 年 4 月 1 日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

これにより、従来の方法と比べて、当事業年度の経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ 0.3 百万円増加しております。

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算は外貨建取引等会計処理基準に準拠して行っております。

4. 投資損失引当金は、投資による損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、時価を把握することが極めて困難な有価証券について、将来発生する可能性のある損失見込額を計上しております。

5. 賞与引当金は、従業員の賞与に充てるため、期末における支給見込額を基準に計上しております。

6. 価格変動準備金は株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第 115 条の規定に基づき計上しております。

7. 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成 20 年 4 月 1 日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

8. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。

9. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は資金運用については、主として短期的な預金によっております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成 25 年 3 月 31 日（当事業年度の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
① 現金及び預貯金	2,371	2,371	—
② 代理店貸	269	269	—

（注 1）金融商品の時価の算定方法

現金及び預貯金、並びに代理店貸

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注 2）非上場株式（貸借対照表計上額 35 百万円）は市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記の表には含めておりません。

10. 有形固定資産の減価償却累計額は 57 百万円であります。

11. 関係会社に対する金銭債務は 151 百万円であります。

12. 繰延税金資産の総額は 257 百万円であります。

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳は責任準備金 234 百万円であります。

13. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機周辺機器等については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

14. 支払備金の内訳は次のとおりであります。

支払備金（出再支払備金控除前）	308	百万円
同上にかかる出再支払備金	94	百万円
差 引	213	百万円

15. 責任準備金の内訳は次のとおりであります。

普通責任準備金（出再責任準備金控除前）	870	百万円
同上にかかる出再責任準備金	170	百万円
差引（イ）	699	百万円
その他の責任準備金（ロ）	418	百万円
計（イ+ロ）	1,118	百万円

16. 1株当たりの純資産額は46,722円04銭であります。

17. 重要な後発事象

該当事項はありません。

18. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

平成24年度 { 平成24年4月1日から
平成25年3月31日まで } 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	3,157
保険引受収益	3,154
正味収入保険料	3,121
積立保険料等運用益	0
支払備金戻入額	33
資産運用収益	1
利息及び配当金収入	1
積立保険料等運用益振替	0
その他経常収益	0
経常費用	2,911
保険引受費用	2,109
正味支払保険金	719
損害調査費	195
諸手数料及び集金費	926
責任準備金繰入額	268
為替差損	0
営業費及び一般管理費	774
その他経常費用	27
投資損失引当金繰入額	27
その他の経常費用	0
経常利益	245
特別損失	11
固定資産処分損	11
価格変動準備金繰入額	0
税引前当期純利益	233
法人税及び住民税	177
法人税等調整額	△ 89
法人税等合計	87
当期純利益	145

〔損益計算書の注記〕

1. 関係会社との取引による収益の総額は 587 百万円、費用の総額は 1,562 百万円であります。
2. 1株当たりの当期純利益は 4,508 円 03 銭であります。
3. 関連当事者との取引に関する注記

(単位：百万円)

属 性	会 社 等 の 名 称	議 決 権 等 の 所 有 (被所有) 割合	関 連 当 事 者 と の 関 係	取 引 の 内 容	取 引 金 額	科 目	期 末 残 高
その他の関係会社 主要株主	(株)エイチ・ アイ・エス	被所有 直接18.6%	損害保険代 理店の委託	代理店手数料 の支払	1,562	未払手数料	151
			保険契約の 引受	元受保険料 の受取	587	—	—

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 代理店手数料は他社との競合等を勘案して、合理的に設定した手数料率によっております。
- (2) 保険契約は普通保険約款に従い、引き受けております。

2. 上記(1)の金額には消費税等が含まれております。

4. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

<参考情報>

ソルベンシー・マージン比率

(単位：百万円、%)

	当 期 (平成25年3月31日現在)
(A) ソルベンシー・マージン総額	1,924
資本金又は基金等	1,506
価格変動準備金	0
危険準備金	----
異常危険準備金	418
一般貸倒引当金	----
その他有価証券の評価差額 (税効果控除前)	----
土地の含み損益	----
払戻積立金超過額	----
負債性資本調達手段等	----
払戻積立金超過額及び負債性資本調達手段等のうち、 マージンに算入されない額	----
控除項目	----
その他	----
(B) リスクの合計額	593
$\sqrt{(R_1 + R_2)^2 + (R_3 + R_4)^2} + R_5 + R_6$	
一般保険リスク(R1)	435
第三分野保険の保険リスク(R2)	----
予定利率リスク(R3)	----
資産運用リスク(R4)	33
経営管理リスク(R5)	18
巨大災害リスク(R6)	138
(C) ソルベンシー・マージン比率 $[(A) / \{ (B) \times 1/2 \}] \times 100$	648.7

注) 上記の金額および数値は、保険業法施行規則第86条及び第87条並びに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しております。

<ソルベンシー・マージン比率>

- ・損害保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払や積立型保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積み立てておりますが、巨大災害の発生や、損害保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。

- ・こうした「通常の予測を超える危険」（上表の「(B) リスクの合計額」）に対して、「損害保険会社が保有している資本・準備金等の支払余力」（上表の「(A) ソルベンシー・マージン総額」）の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたものが、「ソルベンシー・マージン比率」（上表の(C)）です。
ソルベンシー・マージン比率は、リスク計測の厳格化等を図るため、平成 23 年度末（平成 24 年 3 月 31 日）から算出にかかる法令等が改正されています。

- ・「通常の予測を超える危険」とは、次に示す各種の危険の総額をいいます。
 - ① 保 険 引 受 上 の 危 険： 保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより（一般保険引受リスク）発生し得る危険（巨大災害に係る危険を除く）（第三分野保険の保険リスク）
 - ② 予 定 利 率 上 の 危 険： 実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回り（予定利率リスク）を下回ることにより発生し得る危険
 - ③ 資 産 運 用 上 の 危 険： 保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等（資産運用リスク）
 - ④ 経 営 管 理 上 の 危 険： 業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で（経営管理リスク）上記①～③及び⑤以外のもの
 - ⑤ 巨 大 災 害 に 係 る 危 険： 通常の予測を超える巨大災害（関東大震災や伊勢湾台風相当）により発生し得る危険（巨大災害リスク）

- ・「損害保険会社が保有している資本・準備金等の支払余力」（ソルベンシー・マージン総額）とは、損害保険会社の純資産（社外流出予定額を除く。）、諸準備金（価格変動準備金・異常危険準備金等）、土地の含み益の一部等の総額であります。

- ・ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に、保険会社の経営の健全性を判断するための指標のひとつですが、その数値が 200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。